

平成28年4月28日

第 4 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成28年4月28日（木） 午前10時00分

場 所：呉市役所 7階 753・754号室

付議事項

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第20号 非農地証明申請について

議案第21号 下限面積（別段の面積）の設定について

報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

- 1 平成28年度農林水産課事業計画について
- 2 緑の募金について
- 3 平成28年度県農業・農村施策・予算に係る要望書に対する措置状況について

出席委員

1番 荒谷 博司	3番 池田 勝憲	4番 倉本 寛	5番 谷 正典
6番 前田 清文	7番 見藤 進	8番 横田 正教	9番 横段 登
11番 舩田 定則	12番 佐伯 孝行	13番 出来 悦次	14番 林 武彦
15番 水場 守信	17番 平本 真人	19番 寺山 喜代登	20番 中川 義則
22番 長迫 秀	23番 渡辺 哲宏	24番 重森 紀生	25番 三戸 正宏
26番 灰原 松二	27番 横村 満	28番 大道 正孝	29番 土井 光弘
30番 棕開地 省二	32番 中野 勇平	33番 坂 孝好	34番 長本 憲
35番 藤原 広	37番 田中 みわ子	38番 土井 正純	

欠席委員

2番 生田 政行 10番 榎 真太郎 16番 北村 正次 18番 高橋 靖之
21番 山城 和彦 31番 金原 茂之 36番 谷 惠介

事務局

平川事務局長 高屋事務局次長 大番主幹 上川課長補佐 庭月野主任

(午前10時)

議長（倉本）：出席者が過半数に達しておりますので、ただ今から平成28年第4回呉市農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名者に5番 谷委員，23番 渡辺委員を指名します。

本日の欠席通知は，2番 生田委員，10番 榎委員，16番 北村委員，18番 高橋委員，21番 山城委員，31番 金原委員，36番 谷委員より出ております。

議長：委員の皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれております。個人情報保護することはとても大切なことなので，くれぐれも取り扱いにご注意ください。また，総会中は議事進行の妨げとなりますので，携帯電話は電源を切るか，音が出ないようマナーモードにしてください。よろしく申し上げます。

議長：事務局から配布資料の確認についてお願いします。

事務局：配布資料の確認をさせていただきます。議案書とともに事前に送付した，資料1 下限面積（別段の面積）の設定について，資料2 平成28年度事業計画書 農林水産課，資料3 緑の募金パンフレット，資料4 平成28年度県農業・農村施策・予算に係る要望書に対する措置状況，当日配付としてJA広島ゆたか広報104号，がんばる農広島79，第1選挙区の委員さんには現地調査予定表を配布しております。ありますでしょうか。

議長：間違いありません。

（議案訂正文により議案の訂正について説明）

議長：それでは付議事項に入ります。議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、豊町大長字太高山〇〇〇番、地目は畑、面積は638㎡の農振農用地です。申請の事由につきましては、譲渡人は遠方に住んでおり耕作できないため、譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画につきましては、柑橘栽培を行う予定です。経営面積につきましては、自作地だけで90アールありますので、豊町大長地区の下限面積30アールを満たしております。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大道委員：28番大道です。譲受人は数少ない後継者の一人で、何ら問題ありません。よろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議長：次に議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は郷原町字松原〇〇〇〇番外1筆、地目は田、面積は合計で885㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備用地として利用するもので、太陽光パネル216枚、発電容量49.5kWの計画です。関係法令につきましては、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。また都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域の指定については、3月の農業委員会総会において協議済みです。許可につきましては、農振農用地区域の指定除外の告示日に合わせて行う予定です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

池田委員：3番池田です。この件につきましては、1月に現地を見て全く何もしていなかった。これではいけない。まして、排水については他に迷惑をかけるのでダメだとなったが、現在農用地除外申請の手続き中で4月に再度立会したところ、草を刈り残ったものは焼却していた。ただ、排水路は1箇所気になるところがあり、これを直して他に迷惑かけないよう話したところ、頑張ってみたいということだったので、私としては大丈夫と受け止めている。慎重審議をお願いしたい。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議場：なし。

議 長：ないようですので、本件は農振農用地区域の指定の除外の告示と同時に許可することと決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は農振農用地区域の指定の除外の告示と同時に許可することと決定いたします。

議 長：次に議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、川尻町西3丁目〇〇〇〇番〇，地目は田，面積は102㎡の第2種農地です。転用目的は、住宅及び駐車場用地として利用するため所有権を移転するものです。規模等につきましては、隣接地と併用して、2階建住宅1棟及び駐車場2台分を整備する計画です。関係法令につきましては、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員：17番平本です。現地は川尻町西3丁目近所は住宅地であり、内容は事務局の説明のとおりである。何ら懸念はないと考えている。ご審議願いたい。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：次に2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町中央北1丁目〇〇〇〇番〇外1筆，地目は畑，面積は合計で460㎡の第2種農地です。転用目的は、自動車修理工場及び駐車場用地として利用するため使用貸借による権利を設定するものです。規模等につきましては、自動車修理工場1棟及び駐車場5台分を整備する計画です。関係法令につきましては、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：20番中川です。この事案は、毎月出てくる安浦駅北の住宅地の一角で、パネルをご覧のように、車がおいてあるが、そのスキマに3年から4年の梅、柿が植えてある。始末書

はクリアできる状態でしたので、そういう判断をした。よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑・ご意見ございませぬか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませぬか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：次に3番について事務局の説明をお願ひします。

事 務 局：3番の申請地は、安浦町内海北3丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は110㎡の第2種農地です。転用目的は、駐車場用地として利用するため所有権を移転するものです。規模等につきましては、駐車場5台分を整備する計画です。関係法令につきましては、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりませぬ。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願ひします。

中 川 委 員：20番中川です。次の4番の案件と関連しているのだから一緒に説明したい。写真の左側に山が見えるが、そこからのイノシシの害がひどく、ここ10年近く耕作をあきらめていて、雑草の処理だけされているとのことである。譲受人の〇〇さん、〇〇さんは左側のマンホールが見える道の奥に家があり、これからのことを考え当該田を譲り受けるとのことである。有効利用に適していると判断した。よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑・ご意見ございませぬか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませぬか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：3番と関連がありますが、4番について事務局の説明をお願ひします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町内海北3丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は90㎡の第2種農地です。転用目的は、駐車場用地として利用するため所有権を移転するものです。規模等につきましては、駐車場4台分を整備する計画です。関係法令につきましては、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりませぬ。

議 長：調査委員の方、もう一度補足説明をお願ひします。

中川委員：20番中川です。先ほど説明した土地のうち〇〇さんに譲り受けられる場所です。左の道は、1mくらいしかなく車が入れない。そういうことで、地主の了解を得たということです。よろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議長：続きまして5番について事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、安浦町安登西5丁目〇〇〇番〇、地目は畑、面積は190㎡の第2種農地です。転用目的は、駐車場用地として利用するため所有権を移転するものです。規模等につきましては、駐車場5台分を整備する計画です。関係法令につきましては、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中川委員：20番中川です。この案件は、左側に山が見えるが、それはその下のため池ののり面的な場所になっている。当該地はじゃがいもが植えてあるが、そこを駐車場として使いたいということである。右に道があるが、そこで行き止まりになっている。奥に家が数軒ありその人たちの駐車場として活用したいということである。皆さんのご審議をお願いしたい。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議長：次に、議案第20号「非農地証明申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、広長浜3丁目〇〇〇〇番外1筆、地目は畑、現況は宅地、面積は合計で297㎡の第3種農地です。申請の事由としましては、昭和39年頃住宅2棟が建築されかい廃したとして、現認書を添付のうえ、宅地として証明を受けようとするもので

す。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

池田委員：3番池田です。昭和39年頃に住宅2棟を建築し、それから60年近く経過している。

現況としてやむを得ないと判断した。皆さんの慎重審議をお願いしたい。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：続きまして、2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、仁方本町1丁目〇〇〇〇番外1筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で231㎡の第2種農地です。申請の事由としましては、平成5年頃現在の所有者の亡父が高齢のため耕作放棄し、かい廃し山林になったとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

池田委員：3番池田です。平成5年頃から放棄地となり、実際農用地の再生利用は無理である。原野に近くやむを得ないと判断した。慎重審議をお願いしたい。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：続きまして、3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、蒲刈町大浦字平尾〇〇〇番、地目は畑、現況は山林、面積は171㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和56年頃から耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

三戸委員：25番三戸です。写真を見てのとおり、周り全てがかい廃した状態である。もうこれは作物を作るのは無理と判断した。ご審議をお願いしたい。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：続きまして議案第21号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題といたします。

事 務 局：下限面積の設定についてご説明いたします。資料1をご覧ください。ここに記載しておりますように平成21年12月施行の改正農地法により、農林水産省令に定める基準に従い公示することにより、下限面積を地域の実情に合わせて設定できるようになりました。また、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は毎年下限面積の設定・修正の必要性について審議することが義務付けられました。

方針としまして、現行の下限面積、別段の面積の変更は行わない。その理由として、2010年農林業センサスと2015年農林業センサスを比較したところ、管内の耕作放棄地の面積が102ha減少しております。優良農地の確保については、耕作放棄地の解消と発生防止が深く関係しておりますので、下限面積の設定については、耕作放棄地の面積を一つの目安にしております。数値的には、2010年農林業センサスの耕作放棄地の面積は1,244ha、2015年は1,142haで、この5年間で102ha耕作放棄地が減少しております。耕作放棄地が増えれば下限面積の変更もやむを得ませんが、逆に減少しておりますので、現行の下限面積、別段の面積の変更は行わないとご提案させて頂きました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長：それでは、ご審議願います。ただ今の事務局の説明についてご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり決定と致します。

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の7ページから9ページをご覧ください。市街化区域内の農地についてこの1ヶ月間に農地転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、7ページ・8ページ農地法第4条の規定による届出が3件、9ページ農地法第5条の規定による届出が2件、計

5件ございましたので、ご報告いたします。

議長：次にその他に入ります。新年度に当たり、市長部局の皆様にはご多忙のところご出席を頂きありがとうございます。平成28年度事業計画について、呉市農林水産課から説明をお願いします。

農林水産課：農林水産課の平石でございます。平素から呉市の農業施策にご協力いただき、誠にありがとうございます。

資料の2 平成28年度事業計画書をご覧ください。2ページに農林水産課の組織図を載せております。職員につきましては、課長1名、主幹1名、予算等を担当しております企画グループが3名、農業施設、有害鳥獣関係を担当しております農林保全グループが5名、担い手の育成や農業振興を担当しております農業振興グループが5名、郷原で農業指導を担当しております農業振興センターが4名、水産振興を担当しております水産振興室が4名、下蒲刈農村環境改善センターの兼務職員が2名の計24名です。

今年度の農林関係の総予算は、6億6,536万5千円でございます。

呉市の事業につきましては、農林振興ビジョンの施策体系等に基づきまして記載しております。

今年度の主な事業や農家の皆様にご利用いただける制度等について説明させていただきます。

農業経営の安定、高度化でございますが、農業地域活性化支援事業につきましては、平成27年度までの「くれ農業元気アップ事業」と「遊休農地再生・活用事業」を合体させた事業で、農産物のブランド力向上や遊休農地の解消等、農業者による新たな取組に対する補助事業でございます。補助限度額は50万円 補助率は4分の3でございます。次の広カンラン栽培促進・ブランド化推進事業につきましては、地域の伝統野菜である広カンランの生産量拡大のために、防虫ネット、ポール、苗等の資材への助成と、ブランド化のための試食会やイベント開催、加工品開発の推進に取り組むブランド化推進事業を行います。酒米増産事業につきましては、乾燥施設を整備して呉市酒米の増産を図り、酒米を活用した特産品の開発を推進する事業でございます。呉まるごとマルシェ事業につきましては、市内で生産・収穫される農水産物を市民に積極的にPRすることで地産地消の推進、農林水産業活性化を図る事業で、年4回程度の開催を予定しております。ちなみに、平成27年度は、グリーンヒル郷原、呉中央公園でそれぞれ2回行っております。

多様な担い手の確保・育成でございますが、栽培技術習得セミナーにつきましては、定年退職者や女性等を対象として農業の基礎知識や栽培技術、出荷調整等の指導を郷原の農

業振興センターで実施しております。新規就農者総合支援事業につきましては、市内に就農する農業者に対し、技術習得や設備取得に要する経費の助成や経営安定を図るための青年就農給付金を交付し、次世代の担い手の育成・確保に努める事業でございます。平成27年度におきまして6名の新規就農者が国の青年就農給付金を受給しており、今年度は新たに2名の候補者がおります。

農地の効率的な利用でございますが、農地利用集積促進事業といたしまして、5年以上の賃貸をした農地の借り手側に対して助成する制度でございます。有害鳥獣対策事業でございますが「防御」「捕獲」「広報」「調査研究」の4つを柱として対策をしております。まず、防御につきましては、防護柵等資材購入助成事業において、資材購入に要する経費の3分の1を補助しております。また、販売農家3戸以上を含む農業者等で組織された団体を対象として大規模な防護柵の交付事業、これは国の事業でございますが、を実施しております。防護柵設置の現地調査や被害調査等につきましては、嘱託職員2名を配置し対応しております。捕獲対策につきましては、イノシシ・シカを捕獲した者に対して捕獲報償金を助成しており、1頭あたりの捕獲報償金が4,000円、埋設報償金が5,000円となっております。また、広島県猟友会呉地区支部会員39名からなる有害鳥獣捕獲班を編制し、年間を通じて有害鳥獣の捕獲業務を行っております。広報・啓発対策としましては、市民向けのパンフレットの作成、市政だよりへの掲載、出前トーク、農林水産課職員及び猟友会会員による現地調査・相談等の対応を行っております。また県の事業を活用して、鳥獣被害対策重点市町支援事業を実施することとしております。この事業は、集落ぐるみで「環境改善」「侵入防止」「捕獲」等総合的な鳥獣被害防止対策に取り組むことで、被害の減少を目標として取り組む事業でございます。ちなみに平成26年度のイノシシの捕獲頭数は3,308頭、シカは26頭でした。平成27年度はイノシシが2,941頭、シカが46頭と、イノシシが367頭の減となっておりますが、シカは20頭増加しております。多世代交流型農村環境保全事業につきましては、地域活動グループによる農業用施設等の維持・保全活動に対する支援で、平成27年度の参加団体は12団体でございます。多世代交流型農村地域活性化事業につきましては、遊休農地等を活用してオリーブの生産振興を行い、地域の活性化を図る事業でございます。

農業の多面的公益的機能の維持・発揮でございますが、中山間地域等直接支払事業につきましては、農業生産条件の不利な中山間地域等を対象に、適正な農業生産活動の維持を通して農村の多面的公益機能の維持を図るものがございます。この事業は平成26年度で第3期が終了して、平成27年度からは第4期に入ります。平成27年度の参加協定数は11協定でございます。

森林の整備、保全でございますが、森林インストラクター養成事業につきましては、森林の働きや野外活動などの知識の取得を図る講習会を実施し、森林インストラクターを養成することで、森林を取り巻く環境問題等について普及啓発を実施することとしております。地域資源保全活用事業につきましては、平成27年度から実施しておりますが、安浦の野呂川ダム付近の森林を地域のボランティアグループで整備し、里山として整備する事業でございます。松くい虫防除事業につきましては、森林の保全を図るために薬剤の地上散布、伐倒駆除などの予防・駆除対策を総合的に行っております。

以上で農林水産課の今年度の主な事業計画の説明を終わらせていただきますが、ご説明いたしました補助事業に該当するような事業がございましたら、農林水産課にご相談いただけますようよろしくお願いいたします。

資料の3をご覧ください。今年度も緑の募金へのご協力をお願いします。平成27年度の広島県の緑の募金額は、2,689万円で、呉市では137万円と多くの募金のご協力をいただきました。この募金は、身近な森林の整備やさまざまな緑化活動に活用されております。緑豊かな呉市のまちづくりのために、ことしも募金のご協力をお願いいたします。

以上で農林水産課の事業計画書等の説明を終わります。

議 長：今回も誠にすみませんが、説明のみとさせて頂きたいと存じます。委員さんからのご質問につきましては、後ほど事務局が取りまとめまして、次期総会において一括してご報告させて頂きたいと思っておりますので、総会終了後、事務局に申し出てください。

議 長：「平成28年度県農業・農村施策・予算に係る要望書に対する措置状況について」に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：資料の4をお願いします。「平成28年度県農業・農村施策・予算に係る要望書に対する措置状況」ですが、これは県内各市町の農業委員会等の意見を集約したものを、広島県農業会議が県に要望を行い、これに対し3月30日付で回答があったものです。ご精読をお願いします。

資料はありませんが、熊本地震の義援金について説明させていただきます。全国農業会議所から、被災された農業者等の皆様の今後の経営と生活の回復を図り一日も早い復興支援のため、義援金募集活動に取り組みたいと通知がありました。本日役員会に諮り、呉市農業委員会としても一人千円の義援金を送付することと致しましたので、ご報告させていただきます。なお、義援金は委員協議会の会計から送金することと致しますので、よろし

くお願いします。

議 長：それでは今までを通じてなにかご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：それではないようですので、次回の日程を申し上げます。

次期総会は、

日 時：平成28年5月31日（火） 午前10時～

場 所：呉市役所 7階 755・756・757・758号室

議 長：以上で平成28年第4回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議，誠にありがとうございました。

（午前10時45分）